

いのちとくらしをまもる  
防災減災



令和8年3月10日  
札幌管区気象台

## 洪水警報・注意報の発表基準の変更について

令和8年3月17日13時に、洪水警報・注意報の発表基準を変更します。

美生川、途別川及び途別川上流における洪水予報の開始に伴い、以下のとおり警報・注意報の発表基準を変更します。

この変更により、洪水警報・注意報の基準値が変更になるほか、指定河川洪水予報の発表状況に合わせて洪水警報・注意報を発表します。

### 1. 基準変更日時

令和8年3月17日（火）13時

### 2. 発表基準を変更する市町村

十勝地方：帯広市、芽室町、幕別町

### 3. 北海道で変更が生じる警報・注意報発表基準一覧表

釧路・根室・十勝地方

[https://www.jma.go.jp/jma/ki/shou/known/ki\\_jun/kushiro.html](https://www.jma.go.jp/jma/ki/shou/known/ki_jun/kushiro.html)

※ 基準変更日時以降、気象庁ホームページに更新した警報・注意報発表基準一覧表を掲載します。

### 4. 補足

今回の基準変更は、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）にも反映します。

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>



洪水キキクル

問合せ先：気象防災部予報課 担当 齊藤  
電話 011-676-5025